

## 国内経済要録

### ◇公定歩合の引下げ

最近の経済情勢をみると、景気回復の足取りは依然としてはかばかしくなく、国際収支も大幅な黒字を続けている。加えて、昨今の円高による国内経済への影響が懸念される状況にある。こうした情勢にかんがみ、日本銀行は、景気回復と国際収支の均衡化に一層寄与する趣旨から、公定歩合を0.75%引下げ、3月16日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.5	4.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.75	4.5

### ◇非居住者自由円債務の増加額に対する準備率等の変更

日本銀行は、海外短資の投機的流入に対処するため非居住者自由円債務の増加額に対する準備預金制度の準備率および準備期間を次のとおり変更し、3月18日から実施した(3月15日発表)。

1. 準備率 100分の100(従来100分の50)
2. 基準期間 昭和53年2月1日から2月28日までの期間(従来昭和52年10月1日から10月31日までの期間)

### ◇非居住者による円建債券の取得禁止措置について

政府は、最近における海外からの投機的な資金流入に対処するため、非居住者が元本の償還の日までの期間が5年1ヵ月以内の円建債券(円建外債を除く)を居住者から取得することを昭和53年3月16日以降当分の間原則として許認可しないこととした。

これに伴い、政府は52年11月21日以降発行分から停止していた政府短期証券の公募発行を3月20日発行分から再開した。

### ◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は3月22日、金利調整審議会の議を経て、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りについては年0.75%、納税準備預金およびその他の預金については年0.5%引下げ、4月17日から実施することを決定した。これに伴い、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利についても変更することとした。

今回の措置の概要は次のとおり。

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度
 

期間の定めがある預金	年4.75%(0.75%引下げ)
当座預金	無利息(変更なし)
納税準備金(納税貯蓄組合預金を含む)	年1.75%(0.5%引下げ)
その他の預金	年1.25%(0.5%引下げ)

### 2. 福祉年金等の受給者に対する特別措置

金融機関が、昭和53年5月16日から同年11月15日までの間、下記の福祉年金等の受給者から受入れる期間1年の定期預金または定期貯金については、当該預貯金の特殊性にかんがみ、臨時金利調整法に基づき定めている金利の最高限度の適用除外とする。

- (1) 下記の年金または手当の受給者を対象とする。
  - イ. 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、老齢福祉年金
  - ロ. 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当
  - ハ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当または福祉手当
  - ニ. 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和43年法律第53号)に基づく特別手当、健康管理手当または保健手当
- (2) 利率 年6.75%
- (3) 預入限度 預金対象者1人につき100万円以内

## 3. ガイドラインとしての預金細目金利

## (1) 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(単位・%)

	新利率	改訂前	引下げ幅
期間の定めがある預金	以下	以下	
定期預金 期間3か月のもの	2.5	3.25	△0.75
〃 6か月のもの	3.75	4.5	△0.75
〃 1年のもの	4.5	5.25	△0.75
〃 2年のもの	4.75	5.5	△0.75
据置貯金	定期預金の利率に準ずる	同左	△0.75
定期積金	2.7	3.4	△0.7
当座預金	無利息	無利息	—
納税準備預金	1.75	2.25	△0.5
その他の預金			
普通預金および普通貯金	1.0	1.5	△0.5
通知預金	1.25	1.75	△0.5
別段預金およびその他の雑預金	1.0	1.5	△0.5
2年もの定期預金の中間利払利率	3.75	4.5	△0.75
定期預金の中途解約利率			
預入期間6か月未満	私戻日の普通預金の利率	同左	△0.5
〃 6か月以上1年未満	3.0	3.75	△0.75
〃 1年以上1年6か月未満	3.5	4.25	△0.75
〃 1年6か月以上	4.25	5.0	△0.75

## (2) 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記(1)にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年3.0%以下、期間6か月以上のものについては年4.0%以下とする。

## ◇短期貸出金利の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出金利を次のとおり引下げ、3月20日から実施した(地方銀行は3月20日から逐次実施)。

## 短期貸出金利

(単位・%)

	変更後	変更前
手形の割引ならびに貸付	5.5	6.25
当座貸越	6.5	7.25
標準金利	3.75	4.5

## ◇長期金利の引下げ

## 1. 国債、政府保証債、公募地方債

政府は、国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改訂、4月債から実施した(国債については4月4日決定、政府保証債、公募地方債については4月5日決定)。

## 国債等の発行条件

		変更後	変更前
利付国債	表面利率(%)	6.1	6.6
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.180	6.683
割引国債	発行価格(円)	75.75	74.00
	応募者利回(%)	5.711	6.207
政府保証債	表面利率(%)	6.2	6.7
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	6.240	6.741
公募地方債	表面利率(%)	6.2	6.7
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	6.281	6.783

## 2. 利付金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改訂し、4月債から実施した(3月24日発表)。

## 利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後	変更前
5年もの	6.200 (6.2%、100.00円)	6.700 (6.7%、100.00円)
3年もの	5.919 (5.9%、99.95円)	6.439 (6.4%、99.90円)

## 3. 割引金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫、および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改訂し、4月債から実施した(3月24日発表)。

## 割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は割引率、発行価格)

	変更後	変更前
割引金融債	5.141 (4.87%、95.11円)	5.887 (5.54%、94.44円)

## 4. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、3月27日から実施した(3月24日発表)。

## 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.1	7.6

## 5. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、4月21日以降新規募集分から実施した(3月24日発表)。

## 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間2年のもの	4.95	5.7
〃 5年のもの	6.22	6.72

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行、および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、3月26日以降新規受託分から実施した(3月24日発表)。

## 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間1年以上のもの	4.5	5.25
〃 2年以上のもの	4.8	5.55
〃 5年以上のもの	6.03	6.53

## ◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、4月債から実施した(3月30日発表)。

## 事業債の発行条件の改訂

	期限	発行価格 (円)	表面利率(%)		応募者利回り (%)	
			改訂後	改訂前	改訂後	改訂前
AA格債	12年	99.75 (据置)	6.4 (△0.3)	6.7	6.436 (△0.301)	6.737
A格債	10年	99.50 (据置)	6.4 (△0.3)	6.7	6.482 (△0.301)	6.783
BB格債	10年	99.5 (据置)	6.5 (△0.3)	6.8	6.582 (△0.302)	6.884
B格債	10年	99.5 (据置)	6.6 (△0.3)	6.9	6.683 (△0.301)	6.984

(注) カッコ内は改訂幅。

## ◇政府系金融機関の貸付基準金利等の引下げ

1. 政府系金融機関(開発銀行、中小公庫、国民公庫、北東公庫、環境公庫、医療公庫)は、長期金利改訂の一環として貸付基準金利を現行の7.6%から0.5%引下げて7.1%とし、3月27日以降実施した(3月27日発表)。
2. 商工組合中央金庫は、貸出金利を次のとおり引下げ、1年未満については4月3日以降、1年以上については3月27日以降、それぞれ新規貸出分から実施した(4月1日発表)。

## 商工組合中央金庫の貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前	
組合貸	1年未満	6.375	7.0
	1年以上5年未満	7.1	7.6
	5年超	7.3	7.8
構成員貸	1年未満	6.750	7.375
	1年以上5年未満	7.3	7.8
	5年超	7.5	8.0

## 3. 政府系金融機関の不況業種企業にかかる既往貸付金利の軽減措置について

大蔵省は4月1日、当面の経済対策の一環として、不況業種に属する赤字中小企業に対する政府系金融機関の既往貸付について、次のとおり金利軽減措置を実施することを決定。

## イ. 実施機関

開発銀行、中小公庫、国民公庫、北東公庫、沖縄公庫

## ロ. 対象企業

- ① 通産大臣指定の不況業種に属する赤字中小企業  
 ② 所管大臣が大蔵大臣と協議のうえ、本措置を必要と認めた業種に属する赤字企業

## ハ. 軽減措置

昭和53年10月31日までに発生する利息につき、約定金利が8.5%以上のものを8.4%に、中小企業は8.2%以上のものを8.1%に一律引下げ

## ニ. 取扱期間

昭和53年4月1日より昭和53年10月31日まで

## ◇住宅ローンの金利引下げ

都市銀行、地方銀行および信託銀行は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、4月10日以降新規貸付分から実施することとした(3月24日発表。なお、地方銀行の実

## 住宅ローン金利

(単位・年%)

	期 間	変 更 後	変 更 前
都市銀行	1 ～ 20 年	7.62	7.92
地方銀行	1 ～ 20 年	7.62	7.92
信託銀行	1 ～ 20 年 (提携ローン)	7.74	8.04
	1 ～ 25 年 (非提携ローン)	7.62	7.92

施日は各行により区々)。また、既往貸付分についても、8月返済分から一律年0.12%引下げることとした(ただし、現行利率が年9.0%以上の場合は年0.18%引下げ。また、引下げ後の利率は、都市銀行、地方銀行の場合7.29%、信託銀行の場合提携8.04%、非提携7.92%を下限とする)。

## ◇消費者ローン金利の引下げ

都市銀行は、都市銀行提携ローン方式消費者ローン金利を次のように引下げ、6月1日以降実施することとした(4月7日発表)。

## 都市銀行提携ローン方式消費者ローン金利

(単位・年%)

貸 出 金 利	変 更 後	変 更 前
6 か 月	8.5	9.25
12 か 月	9.0	10.0
18か月以上30か月	9.25	10.25

## ◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ(3月17日決定)、3月20日発行分から実施した。

(単位・年%)

		変 更 後	変 更 前
政府短期証券 (2か月もの)	割 引 歩 合	3.375	4.125
	応募者利回り	3.393	4.153

## ◇輸入促進措置について

政府は3月11日、国際収支対策に関する関係閣僚会議において、最近のわが国の国際収支動向、海外における通貨、通商等の動きにかんがみ、対外均衡の回復に資するため、従来から推進してきた諸対策を一層強化、推進することとし、引続き内需の確実な拡大を図るとともに、以下の輸入促進のための諸対策につき検討を進め、早急に実施に移すことを決定した。

1. 民間航空機の輸入促進について検討を進める。
2. 航空機の輸入について緊急外貨貸し制度の活用を含め、リース方式による発展途上国等への航空機を貸与する事業の具体化を検討する。このため、関係各省間が速やかに検討体制を整備する。
3. タンカーによる原油備蓄について、53年度において500万klの備蓄を行うことを目途に早急にその具体化を進める。
4. ニッケル等の希少金属、鉄鉱石のペレット、ウラン、その他の重要物資の備蓄、前払購入等緊急輸入の促進を図ることとし、緊急外貨貸し制度等の活用を図る。

## ◇当面の経済対策について

政府は3月25日、経済対策閣僚会議において最近の内情勢にかんがみ次のとおり7項目からなる経済対策を決定した。

## 1. 公共事業等の推進

## (1) 公共事業等の施行促進

(イ) 53年度予算成立後の公共事業等については、資材、労務等の面で支障を生じないよう十分配慮しつつ、その施行促進を図るものとし、特に、上半期のなかで第1四半期においてできる限り多くの契約ができるよう努力を払いつつ、上半期末における契約済額の割合が全体としておおむね70%程度となることを目途として所要の準備を進める。

(ロ) 地方公共団体においても、上記措置に即応して事業の円滑な施行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。

## (2) 大型プロジェクトの推進

- (イ) 新幹線、高速道路、本四架橋事業等の大型プロジェクトについて諸般の手続きを推進し、もって事業を促進する。
- (ロ) 特に、本四架橋の児島・坂出ルートについては、環境影響評価等の諸手続の進捗を図り、早期に着工する。
- (ハ) 整備新幹線については、国鉄財政再建問題との関連を考慮しつつ具体的実施計画を9月末までに作成することとし、当面、環境影響評価を含む各種調査を推進する。
- (ニ) 新関西国際空港の建設計画を促進する。

## 2. 金利等の引下げ

日本銀行は3月15日、公定歩合の0.75%引下げを決定したところであるが、これに伴い長期金利を含め金利全般の速やかな引下げを推進する。

また、これと併行して、消費者ローン金利等の引下げ、拡大を推進する。

## 3. 民間投資の促進

### (1) 住宅建設の促進

#### (イ) 住宅金融公庫融資の円滑化

住宅金融公庫の募集については、すでに一般募集分3万戸について繰上げ募集を行ったところであるが、4月中に、さらに一般募集分のほか、民間分譲・賃貸住宅等を含め、53年度貸付戸数の過半以上の募集を開始することを目途に準備を進める。

#### (ロ) 金利の引下げ

民間住宅ローン金利の引下げを推進するとともに、住宅金融公庫金利を引下げる。

### (2) 電源開発等の促進

電力業の53年度設備投資計画約3兆2千億円および電力設備の繰上げ発注1兆円強の確実な実施を図るとともに、要対策重要電源(22地点)を中心に強力な電源立地対策を講ずることにより、最終的には計5兆円程度の投資等の実現を期待するものとする。

また、ガス事業についても500億円程度の繰上げ発注を指導する。

### (3) 石油備蓄基地の建設促進

石油備蓄基地の建設については、共同備蓄会社プロジェクト等を引き続き推進する。

特に、洋上備蓄プロジェクトの早期着工を可能とするため、安全に関する基準を早急に決定する。

## 4. 雇用対策の推進

### (1) 公共事業等の重点配分

公共事業の地域配分については、地方公共団体との

緊密な連携のもとに、地域の雇用情勢を十分配慮するものとし、当該公共事業の実施に伴う地方債もこれに即して配分する。

### (2) 公共事業への失業者の吸収

特定不況業種からの離職者や中高年齢失業者等が著しく多い地域について、公共事業失業者吸収率制度の適用地域を拡大する。

### (3) 求人開拓等による雇用機会の拡大

雇用機会の拡大を図り、離職者の再就職を促進するため、求人開拓に格段の配慮をし、広域的職業紹介を積極的に実施するとともに、中高年齢者等を雇い入れる事業主に対する助成措置を一層拡大する。

### (4) 円滑な職業転換

離職者等への職業訓練を積極的に推進するため、離職者の実態に応じた訓練科目の改廃、新增設、委託・速成訓練の機動的実施、入校時期の多様化等を図ることとし、職業訓練法の改正を行う。

### (5) 地域雇用対策の推進

公共職業安定所が地方公共団体の関係行政機関の協力を得て、雇用関係の諸情報の迅速かつ的確な収集に努め、実情に即した雇用関連諸施策を協議し、適切な総合対策を推進する。

## 5. 構造不況業種対策

### (1) 特定不況産業安定臨時措置法の早期施行

現在国会に提案中の特定不況産業安定臨時措置法案の早期成立を図るとともに、成立後速やかに過剰設備の処理を実施しうよう所要の準備を進める。

### (2) 既往貸出金利の引下げ

構造不況業種に属する企業に対する政府系金融機関の既往貸出金利軽減措置について、その引下げ幅の拡大を図る。

### (3) 個別業種対策

(イ) 官公庁船その他のにつき早期発注に努める。

(ロ) 浮体構造物等の需要促進を図る。

## 6. 中小企業対策の推進

### (1) 政府系中小企業金融機関の金利引下げ

今回の公定歩合の引下げに伴い、政府系中小企業金融機関においても新規貸出金利の引下げを行うとともに、不況業種にかかわる既往貸出金利軽減措置の引下げ幅の拡大を図る。

### (2) 中小企業倒産対策緊急融資制度の延長

関連企業の倒産に伴い、中小企業が必要とする資金の円滑な供給を図るため、本制度を53年9月末まで延長する。

### (3) 中小企業信用保険法に基づく不況業種の指定追加

不況により影響をうけている中小企業の資金調達の円滑化を図るため、業種の実情に応じ、53年4月から不況業種の追加指定等を行う。

#### (4) 中小企業倒産防止共済制度の実施

中小企業の連鎖倒産を防止し、経営の安定を図るため、53年4月1日から本制度を発足させる。

#### (5) 中小企業円高緊急対策の推進

最近の円高傾向にかんがみ、先般閣議決定した諸対策の推進に努めるとともに、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法に基づく指定業種の追加を53年3月中に行う。

#### (6) 事業転換の円滑化

中小企業の事業転換の円滑化を図るため、中小企業事業転換対策臨時措置法の指定業種の追加を53年4月中に行う。

#### (7) 官公需の確保

景気対策としての官公需増大の効果を中小企業に浸透させるため、官公需の中小企業の受注機会の一層の増大に努める。

### 7. 対外取引の円滑化等

#### (1) 為替管理の自由化

原則自由の新しい法体系を確立するため、「外国為替および外国貿易管理法」および「外資に関する法律」の全面的な見直しを行い、次期通常国会に法案を提出することを目的に作業を進める。

#### (2) 日中長期貿易取決めの実施円滑化

(イ) 中国原油等の重質油の安定的取引のための有効な手段の1つである重質油分解設備の導入については、重質油対策懇談会等の場において導入に関する諸問題の検討を進め、6月ごろまでに中間的報告のとりまとめを図る。

(ロ) 本取決めの実施を図るため、必要に応じ、日本輸出入銀行の輸出入金融等の活用を図る。

#### (3) 対外経済対策の推進

(イ) さる3月11日に決定した輸入促進措置について具体化を進め、各般の措置につき早急に実施に移すこととするほか、対経済対策について引続き検討を急ぐ。

(ロ) 先般訪米した輸入促進ミッションの成果の具体化を支援する。

(ハ) 発展途上国の経済発展に資するため、相手国の要請に応じ商品援助を含む政府開発援助の推進を図る。

### ◇公共事業等の事業施行の推進について

政府は4月7日、昭和53年度の公共事業等の施行に当たっては、国民生活充実の基盤となる社会資本を一層整備するとともに景気の速やかな回復を図るため、建設資材、労務および用地の面で支障を生ずることのないよう十分配慮しつつ、その施行を推進するものとし、「公共事業等の事業施行の推進について」を閣議決定した。その概要は次のとおり。

#### 1. 施行推進の基本方針

##### (1) 上半期における施行推進の目途

上半期においては、期末における契約済額の割合が全体として52年度上半期の契約目標率とおおむね同率の73%程度となることを目途として施行推進に努める(ただし、事業別の目途については別途定める)。

なお、上半期のなかでも、第1四半期においてできるだけ多くの契約ができるよう努力する。

##### (2) 施行推進にあたり配慮すべき事項

(イ) 公共事業等の施行にあたっては、関係各省庁、地方公共団体等の相互間で密接な連絡をとり、建設資材、労務および用地の面で支障を生ずることのないよう配慮しつつその円滑な消化に努める。

(ロ) 公共事業等の地域別の配分にあたっては、地方公共団体との緊密な連携の下に各地域の雇用情勢に配慮するよう努める。

(ハ) 公共事業等の施行推進の効果浸透を図るため、前払金の支払いが下請業者等にも及ぶよう留意する。

#### 2. 対象事業

事業施行の推進対象は、一般会計、特別会計、政府関係機関等を通じ、公共投資関係の事業とし、その細目は、おおむね昭和52年度の公共事業等の施行促進の場合の例に準ずる。

#### 3. 施行推進のための措置

(1) 一般会計および特別会計の支出負担行為実施計画等、政府関係機関等の事業計画、資金計画等の立案、承認等の事務を速やかに完了する。

(2) 特に寒冷地における事業については、早期実施を確保するよう努める。

(3) 財政投融资計画についても、関係機関の協力を要請して極力事業の施行を推進するとともに、事業の進捗に応じて資金の円滑な交付を行う。

(4) 国の措置に即応して地方公共団体においても事業の推進を図るよう要請する。

なお、地方公共団体における事業推進の円滑化に資するため、補助金の交付および地方債の許可について事務の促進、手続の簡素化、合理化等を図る。

#### 4. 公共事業等施行推進本部

- (1) 53年度における公共事業等の施行を推進するため、内閣に「公共事業等施行推進本部」を設ける。
- (2) 同本部は、関係機関相互間の緊密な連絡の下に、公共事業等の施行の進捗状況および事業の施行に伴う諸問題について協議する。
- (3) 本部長は、必要に応じ公共事業等の進捗状況等を閣議に報告する。

#### ◇金融機関の貸金業者向け融資に関する大蔵省指導

大蔵省は3月8日、全国銀行協会連合会等各金融団体に対し、金融機関の貸金業者向け融資の行過ぎを自粛するよう要旨次のとおり要請した。

1. 最近、一部貸金業者の経営姿勢について社会的批判が高まっているが、金融機関の貸金業者に対する融資については、金融機関の公共的性格にかんがみ、社会的信頼を損なうことがないよう慎重に配慮すること。

2. 貸金業者の高金利による融資、過大な収益の追求、その他利用者の利益を不当に害するとして社会的批判を受けている行為を助長するおそれのある融資については、厳に自粛すること。

#### ◇信用金庫の国債保有方法の変更について

全国信用金庫連合会は3月24日、信用金庫が引受けた国債の保有方法を53年5月以降すべて自己保有に改める旨、各金庫に対し通知した。

本措置は、国債大量発行に備え、各金庫における国債流動化についての対応を促進する等の趣旨から、従来国債については、原則として各信用金庫からの引当預金を見合いに全国信用金庫連合会が一括保有していたのを改め、今後は一括払込業務のみ全国信用金庫連合会が取扱い、保有については各信用金庫が個別に行うこととしたものである。